

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藍住町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、このようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藍住町長

公表日

令和6年8月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)第17条、19条に基づき、健康増進を目的とした各種がん検診等の事務であり、健康増進事業の実施に関する事務に特定個人情報を用いる。
③システムの名称	保健総合システム 住民基本台帳システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表111項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 <情報提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健センター
②所属長の役職名	保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	藍住町総務企画課政策推進室 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3124
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	藍住町保健センター 〒771-1203 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前32番地1 電話088-692-8658

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第 76の項	番号法第9条第1項 別表第一 76の項 別表第一主務省令 第54条	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成27年10月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成27年10月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	項目なし	項目追加	事後	
令和4年3月9日	I 1. システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	住民基本台帳システム	事前	
令和4年3月9日	I 4. 実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月9日	I 4. 法令上の根拠	記載なし	<情報照会> 番号法第19条第8号 別表第二 102の2の項 別表第二主務省令 第50条 <情報提供> 番号法第19条第8号 別表第二 102の2の項 別表第二主務省令 第50条	事前	
令和4年3月9日	I 7. 請求先	総務課	総務企画課	事前	
令和4年3月9日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和1年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事前	
令和4年3月9日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和1年6月1日時点	令和3年3月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月8日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 76の項 別表第一主務省令 第54条	番号法第9条第1項 別表111項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第54条	事後	
令和6年8月8日	I 4②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第8号 別表第二 102の2の項 別表第二主務省令 第50条 <情報提供> 番号法第19条第8号 別表第二 102の2の項 別表第二主務省令 第50条	<情報照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表139の項 <情報提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表139の項	事後	
令和6年8月8日	I 5①部署	健康推進課	保健センター	事後	
令和6年8月8日	I 5②所属長の役職名	健康推進課長	保健センター所長	事後	
令和6年8月8日	I 8. 連絡先	藍住町健康推進課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上 前52番地1 電話088-637-3115	藍住町保健センター 〒771-1203 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上 前32番地1 電話088-692-8658	事後	
令和6年8月8日	II 1. いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和6年8月8日	II 2. いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和6年8月8日	IV 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	